

第 4 9 号 議 案

亀岡市営火葬場条例の一部を改正する条例
の制定について

亀岡市営火葬場条例（昭和 3 9 年 亀岡市 条例 第 1 6 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市営火葬場条例の一部を改正する条例

亀岡市営火葬場条例（昭和 3 9 年 亀岡市 条例 第 1 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 5 条 の 表 中

「

金額	
市内	市外
15,000円	60,000円
7,500円	30,000円
3,500円	15,000円
1,800円	7,500円

」を

「

金額	
市内	市外
20,000円	80,000円
10,000円	40,000円
5,000円	20,000円
2,500円	10,000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市営火葬場条例第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料から適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市営火葬場条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 受益者負担の原則に基づき、使用料を次のとおり改正すること。

区 分	単 位	金 額			
		現 行		改正後	
		市内	市外	市内	市外
12歳以上	1死体	15,000円	60,000円	20,000円	80,000円
12歳未満	〃	7,500円	30,000円	10,000円	40,000円
乳児（1歳未満） 死産児（妊娠4箇月以上）	〃	3,500円	10,000円	5,000円	20,000円
胞衣、産	1個	1,800円	7,500円	2,500円	10,000円

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和7年7月1日から施行すること。